

②高齢者医療(70歳～74歳)

2026年6月

区分	外来+入院(世帯単位)		食事療養費 (1ヵ月30日で計算)		
	外来(個人ごと)		回復期Ⅲ入院料算定	回復期Ⅲ入院料算定外	
			4階・5階病棟 医療区分Ⅱ・Ⅲ	4階・5階病棟 医療区分Ⅰ	
現役並所得Ⅲ	252,600円+(医療費—842,000円)×1% (3割負担)	(4回以上入院：140,100円)	49,500円 (1日：1,650円) (1食：550円)		
現役並所得Ⅱ	167,400円+(医療費—558,000円)×1% (3割負担)	(4回以上入院：93,000円)			
現役並所得Ⅰ	80,100円+(医療費—267,000円)×1% (3割負担)	(4回以上入院：44,400円)			
一般	18,000円 (2割負担) (年間限度額144,000円)	57,600円 (4回以上入院：44,400円)			
低所得者Ⅱ (住民税非課税、Ⅰ以外の人)	8,000円 (2割負担)	24,600円	90日まで	90日以上	24,300円 (1日：810円) (1食：270円)
			24,300円 (1日：810円) (1食：270円)	19,800円 (1日：660円) (1食：220円)	
低所得者Ⅰ (住民税非課税、年金収入80万円以下など)	8,000円 (2割負担)	15,000円	11,700円 (1日：390円) (1食：130円)		14,400円 (1日：480円) (1食：160円)

このほかに居住費がかかります(P8参照)

1. 高額療養費制度

◇同じ医療保険に加入する方が入院+入院、入院+外来、世帯合算などで上限額を超えた場合、超えた分が高額療養費として支給されます。

(70歳未満の方は、それぞれの窓口負担額が21,000円を超えている場合に限りです。)

・申請に必要なもの：

国民健康保険→健康保険証、領収書、世帯主の振込口座のわかるもの、
委任状(別世帯の方が手続きをする場合のみ)

協会けんぽ→健康保険証、領収書、振込先口座のわかるもの
(申請書を記載する際に必要です。)

組合健保→各健康保険組合にお問い合わせください。

・申請窓口：

国民健康保険→市役所(国民健康保険課)、各支所(社会福祉事務所)

協会けんぽ→全国健康保険協会 各支部(郵送でも可能です)

〈岡山支部の場合〉

〒700-8506 岡山市北区本町6-36 第一セトリビル8階

全国健康保険協会 岡山支部 (TEL：086-803-5780)

組合健保→各健康保険組合にお問い合わせください。

◇高額療養費の支給が4回以上あるとき(多数該当)

過去12か月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の上限額は上記医療費金額の(4回以上入院：)の額になります。

上限額に達している月であることがわかる領収書の提示をお願いいたします。

2. 限度額適用認定証

◇医療費が3割負担で現役並所得Ⅰ、Ⅱに該当する場合、申請が必要です。

限度額適用認定証の提示により窓口負担額が上限額までとなります。

適用は申請月からです。

・申請に必要なもの：

国民健康保険→健康保険証、委任状(別世帯の方が手続きをする場合のみ)

協会けんぽ→健康保険証(申請書の記載に必要です)

組合健保→各健康保険組合にお問い合わせください。

・申請窓口：

国民健康保険→市役所(国民健康保険課)、各支所(社会福祉事務所)

協会けんぽ→全国健康保険協会 各支部(郵送でも可能です)

組合健保→各健康保険組合にお問い合わせください。

3. 限度額適用・標準負担額減額認定証

◇世帯に住民税がかかっていない場合、申請が必要です。

限度額適用・標準負担額減額認定証の提示により医療費と食事代の減額を受けることができ、窓口負担額が上限額までとなります。適用は申請月からです。

・申請に必要なもの

国民健康保険→健康保険証、委任状(別世帯の方が手続きをする場合のみ)

協会けんぽ→健康保険証(申請書の記載に必要です)、その他添付書類

※詳細は各支部にお問い合わせください。

組合健保→各健康保険組合にお問い合わせください。

・申請窓口：限度額適用認定証と同じです。

◇低所得Ⅱの限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの場合

入院期間が過去1年間に90日を超えた場合、さらに食事療養費が減額されます。
適用は申請翌月からです。

・申請に必要なもの

国民健康保険→健康保険証、90日以上入院していることを証明できる
もの(領収書など)

協会けんぽ→健康保険証、90日以上入院していることを証明できる
もの(領収書など)(申請書の記載に必要です)、
その他添付書類

※詳細は各支部にお問い合わせください。

組合健保→各健康保険組合にお問い合わせください。

・申請窓口：限度額適用認定証と同じです。